監査報告書

 私ども監事は、国立大学法人法第１１条第４項及び国立大学法人法第３５条
において準用する独立行政法人通則法第３８条第２項に基づき、国立大学法人
名古屋大学の平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの第８期事業
年度の業務について監査を実施し、協議のうえ本監査報告書を作成し、以下の
とおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

 監事は、当期の監査計画及び一般に認められた監査手続に従い、役員会
 その他重要な会議に出席するほか、役員等から事業の報告を聴取し、重要
 な決裁書類等を閲覧し、本部、学部、附属病院及びその他の主要な事業所
 において業務及び財産の状況を調査しました。
 また、会計監査人から報告、説明を受け、財務諸表、決算報告書及び事業
 報告書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

（１）会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当
 であると認めます。
（２）財務諸表は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認
 められません。
（３）決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しており、指
 摘すべき事項は認められません。
（４）事業報告書は、国立大学法人名古屋大学の業務運営の状況を正しく示し
 ているものと認めます。
（５）役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令もしくは規定に違反する重
 大な事実は認められません。

 平成２４年６月２１日
 国立大学法人名古屋大学

 監事 熊 田 一 充

 監事 浅 野 良 裕

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は
当国立大学法人が別途保管しております。